



被虐待児の除外

このシーンに参加するスタッフは…

主治医，看護師，事務スタッフ，虐待防止委員会，倫理委員会，院内コーディネーター，患者・家族ケアチーム，臓器提供サポートチームなど

MUST!

1. 入院当初から家族の言動を注意深く観察し，記録しておく。
2. 児童相談所や自治体との情報共有，連携は日常から行っておく。
3. 早期に警察と情報共有，連携を行う。
4. 被虐待児除外マニュアルの示す意味を理解する。
5. 施設・医師として判断する責任と向き合う。

重篤な状態に陥った子どもを前にして，家族の悲嘆は大きなものであることは間違いない。しかし，いかなる状況においても虐待の有無を評価することは医療者の重要な責務であり，小児からの脳死下臓器提供においても重点が置かれている。

一方で，その責任の重さから，施設として虐待を判断することの難しさに直面することがある。家族の希望に応えることができず，虐待疑いのレッテルを貼り，傷つけてしまうこともある。そして，その判断を行ったことに対して，現場の医療スタッフもまた傷つく。そのような状況に陥らないためにも多職種で連携し，議論を重ねて，施設としての判断に責任と誇りをもてるようにしておくことが重要であり，それは日常診療から始まっている。

1 入院当初から家族の言動を注意深く観察し，記録しておく

- 子どもの病院搬入時から家族の状況説明や様子，医師からの説明に対する反応を観察し，記録に残しておく。医師のみならず，看護師や事務スタッフも同様である。
- 各スタッフが違和感をもった場合は，早期に医療スタッフ間でその情報を共有する。
- 医療スタッフは少なからず家族に対する同情の気持ちを抱き，客観的な判断に迷いを生じる可能性がある。客観的に物事をとらえ，家族の話から冷静に情報を収集し，矛盾があれば質問を重ねるようにする。
- 既往歴や家族歴（とくにきょうだいの有無，現在の状況），母子健康手帳の確認など，院内虐待チェックリストに準じて評価する。
- 院内虐待防止委員会に連絡し，情報を共有する。

パブリックコメント募集公開用
複写・引用・転載・頒布 厳禁

2 児童相談所や自治体との情報共有、連携は日常から行っておく

- ☑ 虐待は身体所見や家族の説明のみから判断できるものではない。家庭に問題があれば、児童相談所や自治体の母子保健担当がすでに関与していることがあるため、通告の有無を確認する。
- ☑ 関係機関との情報共有は重要であるが、個人情報扱い方には注意が必要であり、あらかじめ情報共有の方法を確認しておく。

3 早期に警察と情報共有、連携を行う

- ☑ 搬送理由が外因性である場合は事故状況の把握が必要であり、警察と情報を共有する。
- ☑ 司法解剖の有無は診療方針に大きく影響するため、捜査方針について警察に確認する。司法解剖が行われる場合は脳死下臓器提供を行うことはできないため、家族への情報提供前に確認すべきである。
- ☑ 確実に診断された内因性疾患で死亡したことが明らかである死体を除いて、法的脳死判定を行う旨を所轄警察署長に連絡することが定められており、警察への連絡を確認する。
- ☑ 検視が行われる場合は、警察と事前にタイムスケジュールを共有し、2回目の法的脳死判定後に円滑に行えるように準備する。
- ☑ 検視の際は、時間の浪費や体位変換などで状態悪化を認める危険性もある。そのため、事前に必要な情報共有を相互に行っておき、必要最低限の確認で終了できるよう準備する。

4 被虐待児除外マニュアルの示す意味を理解する

- ☑ 虐待の有無は、日常診療においても一律に判断する基準はなく、臓器提供においてのみ特別な評価や対応をすべきものではない。
 - ▶▶ 各施設で日常診療から慎重に虐待の評価・判断を行い、その延長線上に臓器提供における被虐待児の除外があることを理解する。
- ☑ 外因性疾患における「第三者の目撃」は必須事項ではない。
 - ▶▶ 厚生労働省科学研究班の調査では、小児臓器提供事例の9割弱が「第三者の目撃なし」であった。このことから、「第三者の目撃」については、事故状況と医学的所見を共有し、院外機関と議論を重ねて個別に判断するとよい。判断に迷う場合には、小児臓器提供を経験した施設に相談することもできる。マニュアルでは「目撃がない場合は慎重な判断が必要」と表現されているが、目撃がないこと自体が必須事項ではない。医療機関は、第三者の目撃がないという一点のみで判断することは避けるべきである。
- ☑ 「安全のネグレクト」は日常から家族が一般常識の範囲内で事故予防に努めていたかどうかの評価を求めているものであることを認識する。
 - ▶▶ 完璧な子育てや完璧な事故予防は存在しない。わずかな落ち度を「安全のネグレクト」と呼んでいるわけではないことを理解する。

5 施設・医師として判断する責任と向き合う

- ☑ 虐待の疑いがあれば、明確にその根拠を家族に示し、臓器提供ができないことを説明する。
- ☑ ただし、虐待診療にのみ重点を置くのではなく、終末期医療の重要性も理解し、医師として、施設として客観的な判断を行う。

TIPS!

- ☑ 児童相談所や警察と会話のできる関係性を日常診療から維持しておくことで、非日常の場面においても相互理解が得やすくなる。
- ☑ 脳死下臓器提供を申し出た家族に対して、被虐待児の除外を行うという過程は、医療スタッフ・施設と家族の両者にとって大きなストレスである。しかし、家族も法律で定められている子どもの権利擁護を理解できないことはない。医療スタッフは疑心暗鬼にならず、子どもや家族のために、法に従って手続きを進めていることを真摯に説明する。初期の段階でその説明を行っておくとよい。

気をつけよう!